

令和3年6月4日

就学援助制度について

保護者各位

学校援助計画

保護者各位

刈谷市教育委員会

刈谷市立の小中学校に就学する児童生徒の保護者で、経済的に困窮し、子どもを就学させることが困難な方に対し、「学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条」の規定に基づき、刈谷市教育委員会は、就学に必要な費用の援助を行っています。

下記の認定基準により審査を行い、認定されますと、学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費等の援助が受けられます。

新たに援助を希望する保護者は、お子さんの通学する小中学校等へ就学援助費受給申請書兼世帯票を提出してください。（申請書は各学校または学校教育課で受け取ることができます。）

根据《学校教育法》（昭和22年第26号法律）第19条的规定，刈谷市教育委员会向在刈谷市中小学上学的学生，因保护者们经济困难和难以上学的学生，提供入学所需的费用。

根据以下认证标准进行审核和认证后，您的孩子可以获得学校用品、校外活动、学校旅行和学校午餐费用等援助。

希望获得新援助的家长，请向儿童的学校提交助学金申请书和家庭世帯票。（申请书可以在孩子的学校或者学校教育课领取。）

新型コロナウイルスの影響で経済状況が著しく悪化した場合、認定を受けられる場合がありますので、各学校または学校教育課にご相談ください。

因新型冠状病毒的影响，经济状况严重恶化时，您有可能需要获得认证，因此请咨询各自学校或学校教育课。

認定基準

要保護

- ・ 現に生活保護法に基づく保護を受けている方

準要保護

- ・ 生活保護の停止または廃止を受けた方
- ・ 要保護に準ずる程度に困窮している方
- ・ 市県民税の非課税または減免の処置を受けている方
- ・ 国民年金の掛け金の減免を受けている方
- ・ 国民健康保険税の減免を受けている方
- ・ 児童扶養手当法に基づく児童扶養手当の支給を受けている方

认证标准

要保护

- ・ 根据《生活保护法》获得保护的人

准要保护

- ・ 生活保护停止或接受废除的
- ・ 贫困到需要保护的
- ・ 接受市县民税免税或减免
- ・ 接受国民年金减免
- ・ 领取国家健康保险税的人
- ・ 根据《儿童抚养津贴法》领取子女抚养津贴的人

令和3年度就学援助費支給単価（年額）一覧表（R3.4.1）

令和3年学費 发给单价（年額）表（R3.4.1）

【中学校】			【小学校】		
費 目 (支給時期)	対 象 者	令和3年度単価	費 目 (支給時期)	対 象 者	令和3年度単価
新入学児童生徒学用品費 (入学前又は1学期分)	新1年生	60,000円	新入学児童生徒学用品費 (入学前又は1学期分)	新1年生	51,060円
	1年生	22,730円		1年生	11,630円
学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	2、3年生	(月額1,900円) (8月のみ1,830円)	学用品通学用品費 (学期ごとに分割支給)	2～6年生	(月額970円) (8月のみ960円)
		25,000円			13,900円
		(月額2,100円) (8月のみ1,900円)			(月額1,160円) (8月のみ1,140円)
修学旅行費 (実施学期分に支給)	3年生	実 費	修学旅行費 (実施学期分に支給)	6年生	実 費
校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	1～3年生	実 費 上限額	校外活動費 [宿泊を伴わないもの] (実施学期分に支給)	1～6年生	実 費 上限額
		2,310円			1,600円
校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	1～3年生	実 費 上限額	校外活動費 [宿泊を伴うもの] (実施学期分に支給)	1～6年生	実 費 上限額
		6,210円			3,690円
学校給食費	1～3年生	認定日から全額補助 (1食 280円)	学校給食費	1～6年生	認定日から全額補助 (1食 250円)

- 支給対象期間は認定を受けた日以降になりますので、認定日によって支給額が異なります。
 - 新入学児童生徒学用品費は、6月30日までに認定を受けた場合に支給します。
1. 援助支援金額 因 认证 日后 支付, 认定 日 不同 支付 额。
 2. 新入学的学生, 学习用品费用, 将在 6月 30日 前 获得 认证 支付。